

四万十町条例第8号

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例

四万十町介護保険条例（平成18年四万十町条例第94号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,000円とする。

第4条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「27,000円」とあるのは、「45,000円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「27,000円」とあるのは、「52,200円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の四万十町介護保険条例第4条の規定は、平成31年分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。